

# 朝霞第五小学校PTA規定集

2024（令和6）年度改訂版

朝霞第五小学校PTA会則	P. 1～2
朝霞第五小学校PTA細則	P. 3～5
選任規定	P. 6～7

## PTA会員の皆様

このPTA規定集は、お子さまが小学校在籍の間使用します。

PTA総会および運営委員会にて規約の改正がされた場合には、新しい規定集または改正された一部を配付いたしますので、その際は差し替えをお願いいたします。

朝霞第五小学校PTA

# 【 朝霞第五小学校PTA会則 】

## 第1章 名称および事務所

第1条 この会は朝霞第五小学校PTAと称し、事務所を同小学校におく。

## 第2章 目的および活動

第2条 この会は保護者と教職員が協力し、家庭と学校と社会における児童の幸福で健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

- 1 会員相互の親睦を進め、研修・研鑽に努める。
- 2 児童の生活・学習環境の改善に努める。
- 3 学校応援団・地域社会との連携を深める。
- 4 公教育の充実に努める。

## 第3章 方針

第4条 この会は民主的な任意団体として次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また個人的営利を目的とする行為は行わない。
- 3 この会は学校管理や人事には干渉しない。また他のいかなる団体からも干渉されない。

## 第4章 会員

第5条 この会の会員となることのできる者は次のとおりである。

- 1 朝霞第五小学校に在籍する児童の保護者。
- 2 朝霞第五小学校の学校長および教職員。

第6条 この会の会員は次の会費を納めるものとする。

- 1 会費一家庭年額2,000円。
- 2 付随する必要事項は細則に定める。

第7条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第8条 この会の会員は朝霞市PTA連合会、県南PTA連絡協議会、埼玉県PTA連合会、日本PTA全国協議会、埼玉県PTA安全互助会の会員となる。

## 第5章 財政

第9条 この会の財政は会費およびその他の収入によって賄われる。

第10条 この会の財政は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認されなければならない。

第12条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 総会

第13条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第14条 総会には次にあげる定期総会および臨時総会がある。

- 1 定期総会は年度当初に開催する。
- 2 臨時総会は運営委員会が必要と認めたときまたは会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。

第15条 総会は会員の5分の1以上（委任状を含む）が出席しなければその議事を開き、議決することができない。

第16条 総会の議事は出席者の過半数で決する。

第17条 総会における承認ならびに議決事項は次のとおりである。

- 1 前年度の活動報告ならびに決算報告。
- 2 新年度の予算ならびに活動計画。
- 3 役員承認に関する事。
- 4 会則の改廃に関する事。
- 5 その他必要事項。

## 第7章 運営委員会

第18条 運営委員会は役員、各専門委員会・地区委員会および委員会の正副委員長をもって構成し、総会の議決をもとに、この会の運営にあたる。

第19条 運営委員会は原則として毎月開催されるほか、会長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

第20条 運営委員会の議事は出席者の過半数で決する。

第21条 運営委員会は次の事項を審議し、実行する。

- 1 この会の運営に必要な事項について調査・研究・立案する。
- 2 各委員会の連絡調整をはかる。
- 3 総会に必要な関係書類を作成する。
- 4 必要に応じて特別委員会を設置する。
- 5 会則に反しない限りにおいて細則を定める。

第22条 運営委員会は細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## **第8章 役員**

- 第23条 この会の役員は次のとおりとする。
- 1 会長1名。
  - 2 副会長4名以内(P会員3名以内・T会員1名)。
  - 3 書記4名。
  - 4 会計2名。
  - 5 書記、会計においては変動することもある。
- 第24条 役員は会員の中から選ばれ、他の委員や会計監査委員を兼ねることはできない。
- 第25条 任期は2年とし再任をさまたげない。
- 第26条 会長および副会長は指名委員会で指名され、総会において承認される。
- 第27条 書記、会計は会長の委嘱による。
- 第28条 会長は会の代表者として次の職務を行う。
- 1 会務を統轄する。
  - 2 総会および運営委員会を召集する。
  - 3 委員会の正・副委員長を委嘱する。
  - 4 指名委員会および会計監査委員の集会を除く、全ての集会に出席し意見を述べることができる。
- 第29条 副会長は会長を補佐し、会長の必要に応じてその職務を代行する。
- 第30条 書記は会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
- 第31条 会計はこの会の現金の出納及び一切の会計事務を行う。

## **第9章 学校長**

- 第32条 学校長は指名委員会および会計監査委員の集会を除く、すべての集会に出席して意見を述べることができる。

## **第10章 委員会**

- 第33条 この会の活動を円滑にするために次の各委員会をおく。
- 1 常設委員会として  
学校補佐委員会, 教養委員会, 広報委員会,  
地区委員会, 五小まつり委員会, 環境美化委員会
  - 2 必要に応じ運営委員会の議決を経た  
特別委員会
- 第34条 各委員会についての必要事項は細則で定める。

## **第11章 会計監査委員**

- 第35条 この会の経理を監査するために2名の会計監査委員をおく。
- 第36条 会計監査委員は指名委員会で指名され、総会において承認される。

- 第37条 会計監査委員は必要に応じ随時会計監査を行うことができる。
- 第38条 任期は1年とし、再任をさまたげない。

## **第12章 指名委員会**

- 第39条 会長、副会長、会計監査委員の候補者を指名するために指名委員会をおく。
- 第40条 指名委員会に必要な事項は細則で定める。

## **第13章 改正**

- 第41条 この会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。  
ただし、改正案は総会の1週間前までに全会員に知らせておかなければならない。

## **第14章 附則**

- 第42条 慰労、弔意、見舞金の規定は細則に定める。
- 第43条 この会の運営に関し必要な細則は運営委員会の議決を経て定める。
- 第44条 この会則は  
1971年(昭和46年)4月17日  
より実施する。
- ・1987年(昭和62年)2月21日 一部改正
  - ・1988年(昭和63年)4月23日 一部改正
  - ・1989年(平成元年)5月6日 一部改正
  - ・1990年(平成2年)6月23日 一部改正
  - ・1993年(平成5年)6月5日 部分改正
  - ・2000年(平成12年)5月1日 一部改正
  - ・2005年(平成17年)5月6日 部分改正
  - ・2012年(平成24年)5月11日 一部改正
  - ・2015年(平成27年)5月8日 一部改正
  - ・2024年(令和6年)2月28日 一部改正

# 【 朝霞第五小学校PTA細則 】

## 第 1 章 会費の納入

第 1 条 PTA会費は原則として年一括払いとする。

## 第 2 章 役員等の補充

第 2 条 会長に欠員を生じたときは副会長がこれに代わる。任期は前任者の残任期間とする。

第 3 条 会長以外の役員に欠員が生じたときは、副会長については運営委員会が、書記および会計については会長がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第 4 条 会計監査委員に欠員が生じた時は、運営委員会はこれを補充する。

## 第 3 章 委員会の構成と活動

第 5 条 専門委員会の委員は次の通り、新年度の総会后、選任規定をもとに選出する。  
学校補佐委員、教養委員、広報委員、五小まつり委員、環境美化委員。  
構成人数は年度により見直す。

第 6 条 専門委員会の委員は次の通り  
新年度の総会后に委員長、副委員長などを  
選任規定をもとに選出する。

- 1 学校補佐委員会  
委員長1名、副委員長2名(書記、会計)
- 2 教養委員会  
委員長1名、副委員長2名(書記、会計、保育)
- 3 広報委員会  
委員長1名、副委員長2名(書記、会計)
- 4 五小まつり委員会  
委員長1名、副委員長4名(書記、会計)
- 5 環境美化委員会  
委員長1名、副委員長2名(書記、会計)

第 7 条 地区および通学班の構成は次の通りである。

- 1 朝五小校区を5地区に分け、さらに地区を区分して班をおく。
- 2 世話人係は各班で選出する。
- 3 地区委員は原則として各地区の中から選出し、地区委員会を構成する。
- 4 委員長1名、副委員長5名(会計担当1名、書記2名、馬管理担当2名)をおく。

第 8 条 T会員は各委員会のいずれかに所属する。

第 9 条 各委員会の活動目的は以下の通りである。

- 1 学校補佐委員会は学校行事やPTA活動の補佐役を果たし、児童の健全な育成に貢献する活動を行う。
- 2 教養委員会は会員の教養を高め、相互の親睦を深めるために研修・研鑽活動を行う。
- 3 広報委員会はPTA活動および学校の状況を広く伝えるため、広報紙「けやき」の編集をはじめ、必要な広報活動を行う。
- 4 地区委員会は交通安全対策をはじめ児童の校外指導、地域社会との連携・親睦に努める。これらの目的を達成するために通学班の編成、登下校を主とした交通安全対策、地域防犯対策などの活動を行う。
- 5 五小まつり委員会はPTA活動の一環として、保護者・児童・地域との親睦に努め「五小まつり」を安全に楽しめるように活動する。
- 6 環境美化委員会は児童の生活や学習の環境づくりに努め、学校と連携しながら美化意識を高める活動を行う。

第 10 条 各委員会の運営は以下の通りである。

- 1 最初の委員会で、活動計画及び予算をたて、最終の委員会で、活動報告と決算報告を行う。(教養委員会は年間テーマと学習目標を設定する)
- 2 委員会は委員長が招集し、原則月1回開催する。但し通信ツールを利用した非対面の委員会実施も可とする。  
(広報委員会は、広報紙の発行に支障のないようにし、発行日に合わせて開催する)  
(五小まつり委員会は、五小まつりの開催や情報の発信に支障のないようにし、必要に応じて開催する)
- 3 委員会は委員長が司会を兼務し、副委員長がそれを補佐する。
- 4 委員会には、会計担当者をおき、現金出納事務を行う。
- 5 委員会には、書記担当者をおき、会議録を記し保存する。
- 6 最初の委員会には前委員長と前副委員長が出席し、引き継ぎを行う。
- 7 委員がやむを得ず委員会を欠席する場合は委員長または副委員長にその旨を連絡する。

## 第6章 活動手当

- 第11条 支出金について
- 1 各委員会の活動費は本会計より支出した後、それぞれで管理する。
  - 2 各委員会の会計担当者は年度末に決算報告、帳簿、領収証、通帳、印鑑、カード、残金を本会計に提出する。
- 第12条 行事届・会議室使用について・印刷については「PTAのしおり」を参照のこと。
- 第13条 特別委員会はその都度必要に応じ運営委員会の承認を経て発足し、任務終了の時は解散する。
- 第14条 各委員会の正・副委員長は委員会で互選し、会長が委嘱する。

## 第4章 指名委員会の構成と任務

- 第15条 指名委員会は運営委員会の承認により発足し、T会員1名・P会員9名の計10名で構成する。
- 第16条 指名委員会は互選により委員長、副委員長(2名以内)を選出し、指名委員の氏名とともに会員に公表しなければならない。
- 第17条 指名委員会は会長、副会長ならびに会計監査委員の公正・公平な選出を目的として年度末に発足し、総会での承認をもって解散する。
- 第18条 指名委員は会長、副会長ならびに会計監査委員の候補者に指名された場合は指名委員を原則、辞退しなければならない。
- 第19条 候補者の選出方法は会員からの自薦・他薦を原則とする。
- 第20条 指名委員会は総会1週間前までに指名された者の氏名を会員に知らせ、総会において承認を得なければならない。

## 第5章 慶弔

- 第21条 児童および会員が下記に該当する場合には、慶弔の意を表す。
- 1 会員または児童が死亡の時は金1万円を弔意として贈る。
  - 2 会員が火災にあった時は金1万円の見舞金を贈る。
  - 3 会員または児童が疾病等により3週間以上(見込)入院した時、金3千円の見舞金を贈る。
  - 4 教職員の直系父母が死亡の時は金5千円を弔意として贈る。
  - 5 特別の事情がある場合は会長、副会長の協議の上で先決し、後日運営委員会の了承を得る。

## 第6章 活動手当

- 第22条 会員がPTA活動を目的として研修会等に出席した場合、公共の交通機関(鉄道・バス)の運賃を実費支給する。車による交通費は、一律市内を200円、市外は500円とする。
- 第23条 飲食を伴う対外的な会合への出席は、渉外費より会費の全額を補助する。
- 第24条 備品等を購入する場合、一品目5,000円以上の物は運営委員会にて決定する。
- 第25条 その他、必要な費用は運営委員会にて決定する。

## 第7章 サークル活動

- 第26条 サークルの目的および認定基準について
- 1 サークル活動の目的は会則第2章に準ずる。
  - 2 サークルの構成員は原則、朝霞第五小学校のPTA会員であること。
  - 3 活動が一時的なものではなく、年間を通じて定期的に行われること。
  - 4 会員の加入や脱会が自由であり、民主的に運営されること。
  - 5 構成員は原則として15名以上であること。
- 第27条 サークル発足の手続きについて
- 1 サークル発足希望者は、年度当初から遅くとも7月の運営委員会前までに、代表者が認定申請(年間活動計画、名簿の提出)をPTA副会長にすること。
  - 2 サークル発足の認定は運営委員会が行う。
  - 3 認定を受けたサークルで、申請内容に変更があった場合はただちにそのことを運営委員会に届けること。
- 第28条 活動費助成金について
- 1 サークル活動費助成金は次の事項を対象とし、運営委員会の承認を得た後、交付する。(備品、謝礼金、会場使用料、大会参加および関連団体加盟料など)
  - 2 認定したサークルが次のいずれかに該当する時は、交付した助成金の一部もしくは全額の返金を求め、さらに認定の取消しをすることができる。
    - ①虚偽の申請をしたとき。
    - ②サークル認定基準に該当しなくなったとき。
    - ③サークルが解散したとき。
  - 3 サークルは年度末に活動費助成金の使途を明らかにした会計報告書、領収書、残金を本会計に提出すること。

## 第29条 サークル解散の手続きについて

- 1 サークルの認定基準を満たさず解散する場合は遅くとも1月の運営委員会前までに、代表者が解散の報告(解散理由)をPTA副会長にすること。
- 2 サークル解散の認定は、運営委員会が行う。

- ・2007年(平成19年)4月17日一部改正
- ・2009年(平成21年)4月14日一部改正
- ・2011年(平成23年)4月13日  
※規定集の内容を細則として部分改編
- ・2012年(平成24年)2月2日一部改正
- ・2013年(平成25年)1月15日  
※選任規定を追加、ならびに一部改正

## 第8章 安全互助会

### 第30条 安全互助会について

- 1 活動中の事故でPTA安全互助会が適用されるものは、速やかにPTA副会長にその旨を伝える。
- 2 PTA安全互助会については別の規定による。

- ・2013年(平成25年)2月26日一部改正
- ・2015年(平成27年)2月24日一部改正
- ・2022年(令和4年)2月24日一部改正
- ・2023年(令和5年)3月8日一部改正
- ・2024年(令和6年)3月13日一部改正

## 第9章 保育

### 第31条 保育の目的および内容

- 1 当保育はより多くの会員のPTA活動を保証することを目的として行う。
- 2 上記の目的のため外部より保育を委託する。(市生涯学習課等)
- 3 保育者・被保育児の安全のため、保険はPTA安全互助会を適用する。  
適用に該当する場合は速やかにPTA副会長にその旨を伝える。

### 第32条 保育謝礼金について

保育謝礼金は1人につき1時間1,000円以内を支給する。

### 第33条 要請の方法について

- 1 保育を必要とする委員会は、保育希望者の申し込みを取る。
- 2 保育委託は各委員会で行う。

## 第10章 附 則

第34条 各係は、新年度の総会後に選任規定をもとに選出する。

第35条 PTA備品については、PTA備品台帳を参照のこと。

第36条 この細則は運営委員会の過半数の承認をもって改正される。

- ・1993年(平成5年)4月13日部分改正
- ・1994年(平成6年)4月19日一部改正
- ・1994年(平成6年)5月30日一部改正
- ・1995年(平成7年)3月7日一部改正
- ・1996年(平成8年)5月29日一部改正
- ・2000年(平成12年)5月1日一部改正
- ・2001年(平成13年)5月1日一部改正
- ・2003年(平成15年)5月1日一部改正
- ・2005年(平成17年)5月6日部分改正

# 【 選任規定 】

## 1. 委員・係の選任について

- (1) 委員・係の選任対象は、PTA会員である保護者全員と教職員とする。
- (2) 委員・係の選任は、毎年、新年度の総会後の各学級の懇談会までに行う。  
但し、地区委員と世話人係の選出は、地区ごとに前年度中に行う。
- (3) 選任は、前年までの歴任および事前の委員係決めアンケートをもとに行う。
- (4) 在校する児童の家庭一つにつき、在校する児童が複数いる場合でも年度中に就く委員か係は一つとする。

## 2. 優遇について

- (1) 役員経験者の優遇
  - ① 2022（令和4）年度以前の役員経験者  
役員（PTA会長・副会長・書記・会計）経験者のいる世帯は、お子様が何人いても役員・会計監査・委員を永年免除される。また、任期満了の年から係を優先して選ぶ事ができる。
  - ② 2023（令和5）年度以降の役員経験者  
役員（PTA会長・副会長・書記・会計）経験者のいる世帯は、お子様が何人いても役員・会計監査・委員・係を永年免除される。
- (2) 会計監査経験者の優遇  
会計監査経験者は、会計監査を永年免除される。  
また、就任の翌年の委員を免除、翌年の係を優先して選ぶ事ができる。
- (3) 委員経験者の優遇  
前年度、委員に就いた児童の家庭の保護者は、就任の翌年の委員を免除とし、翌年の係を優先して選ぶ事ができる。
- (4) 委員長・副委員長・学年委員長経験者の優遇
  - ① 2022（令和4）年度以前の委員長・副委員長・学年委員長経験者  
各委員会の委員長・副委員長（学年委員会各学年委員長）経験者は、委員長・副委員長を兄弟・姉妹関係なく永年免除される
  - ② 2023（令和5）年度以降の委員長経験者（2023（令和5）年度学年総委員長を含む）  
各委員会の委員長（学年総委員長含む）経験者は、お子様が何人いても委員を兄弟・姉妹関係なく永年免除される。また、就任の翌年の係を免除される。
  - ③ 2023（令和5）年度以降の副委員長経験者  
（2023（令和5）年度学年総副委員長・学年委員長を含む）  
各委員会の副委員長（学年総副委員長・学年委員長含む）経験者は、委員長・副委員長を兄弟・姉妹関係なく永年免除される。また、就任の翌年の委員及び係を免除される。

### 【2022（令和4）年度以前の役職に適用】

役職歴	優遇対象	役員	会計監査	委員会		係
				委員長 副委員長	委員	
役員（PTA会長・副会長・書記・会計）		◎	◎	◎	◎	○
会計監査		—	◎	●	●	○
委員会	委員長・副委員長・各学年委員長	—	—	◎	●	○
	委員	—	—	●	●	○
係		—	—	—	—	—

◎：永年免除      ●：翌年免除      ○：優先選択権      —：優遇なし

【2023（令和5）年度以降の役職に適用】

役職歴	優遇対象	役員	会計監査	委員会		係
				委員長 副委員長	委員	
役員（PTA会長・副会長・書記・会計）		◎	◎	◎	◎	◎
会計監査		—	◎	●	●	○
委員会	委員長（2023（令和5）年度 学年総委員長を含む）	—	—	◎	◎	●
	副委員長（2023（令和5）年度学 年総副委員長・学年委員長を含む）	—	—	◎	●	●
	委員	—	—	●	●	○
係		—	—	—	—	—

◎：永年免除    ●：翌年免除    ○：優先選択権    —：優遇なし

(5) 特別支援学級在校生及び卒業生世帯の優遇

特別支援学級に在校生もしくは卒業生のいる世帯は、お子様が何人いても委員・係を永年免除される。  
また、就任を希望する場合には委員・係を優先して選ぶ事ができる。

学級	優遇対象	役員	会計監査	委員会		係
				委員長 副委員長	委員	
特別支援学級		—	—	◎	◎（※○）	◎（※○）

◎：永年免除    ○：優先選択権    —：優遇なし    ※（ ）内は就任希望時

(6) 全ての「永年免除」「免除」の優遇は、本人が就任を希望する場合、適用外とする。

(7) 「永年免除」の優遇は、本規定の制定年度からの歴任を有効とし、適用する。

3. 適用開始時期

本規定は2013年（平成25年）1月15日に制定し、同日より実施する。

・2024年（令和6年）3月13日 一部改正